

早川町無人航空機離着陸場利用上の注意

離着陸場を利用する方

- ・離着陸場を使用できるのは法人又は団体です。個人での利用はできません。
- ・南アルプスドローンアドベンチャーズ構想に賛同いただける方に限ります。
- ・この注意事項を遵守できる方に限ります。

申請手続について

- ・申請期間は、使用予定日の3か月前の月初めから7日前までです。
- ・電話にて早川町役場 まちづくり政策課（0556-45-2513）まで空き情報についてお問合せください。「離着陸場の予約の件で」と言ってもらえると助かります。
- ・予約ができましたら、離着陸場使用申請書をダウンロードし必要事項を記入の上メールにて申請してください。
- ・申請書受理後、使用を許可する方には「使用許可書」をメールにて送付しますので、使用時には必ず所持してください。

使用中の注意事項

- ・航空法及び関係法令、無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン等を遵守し、安全に使用してください。
- ・河川等を工事用車両が通ります。車両通行時には飛行を中止するなど十分に注意してください。
- ・許可された使用時間を遵守し、使用時間内に後片付けをしてください
- ・施設管理上、使用中に職員が立ち入る場合があります。職員から指示がある場合は速やかに従ってください。
- ・施設の設備、機器等は大切に利用してください。
- ・持ち込んだ物品やゴミ等は使用者の責任でお持ち帰りください。
- ・施設内は禁煙です。

駐車場について

- ・施設内の駐車場は無料です。

事故等について

- ・使用中、故意・過失を問わず施設設備の破損や汚損等がある場合は速やかに報告し、修復、修理または買換えが必要な場合は弁償していただきます。
- ・事故等が発生した場合は速やかに報告し、損害賠償等が必要となった場合は、使用者の責任において適切に対応してください。

使用料について

- ・使用料は下の表の通りになります。

9：00～12：30	10,000円
12：30～17：00	10,000円
1時間の利用	3,000円

- ・使用料は、早川町役場にてお支払いください。
- ・原則、午前・午後・1日の利用になります。

使用料の減免について

- ・次に該当する場合、使用料が減免（免除）となります。
 - ①. 町の執行機関及び町内の団体が使用するとき。
 - ②. 官公署が自らの事業を行うために使用するとき。
 - ③. 離着陸場使用期間中、参加者が町内の宿泊施設を宿泊のために利用したとき。

※③の場合、使用終了後、町内の宿泊施設を利用したことがわかる領収証等の写しの提出が必要です。提出がない場合は、使用料の支払いが必要になります。
- ・使用料の減免を希望される方は、離着陸場使用申請書の提出と同時に離着陸場使用料減免申請書を提出してください。

その他

- ・電話連絡のない申請やお問合せは一切お受けできません。お問合せ等がある場合は必ず、早川町役場 まちづくり政策課（0556-45-2513）まで電話にてお問合せください。その際「離着陸場の件で」と言つていただけると助かります。
- ・次に該当する場合は、使用時間前又は使用時間中を問わず、使用を中止し施設から退場していただきます。
 - ①. 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起させる行為をした方又はそのおそれがある方。
 - ②. 他人の迷惑となり、又はそのおそれのある物品を携帯する方。
 - ③. 施設、附属設備その他備品等を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はそのおそれのある方。
 - ④. 離着陸場の使用に際し、関係法令等を遵守できない方。

早川町役場 まちづくり政策課
0556-45-2513